

僧言はく「然れば、浅井郡に諸の比丘有り。六卷抄を読まむとす。故に我れ其の知

識に入らむ」といふ。浅井郡は、同じき国内に有る郡なり。六卷抄は是れ律の名なり。此の

僧念ひ怪びて、獮猴の語に隨ひて、往きて檀曰の山階寺の満願大法師に告ぐ。

猴の説へたる語を陳ぶ。其の檀曰の師、受けずして言はく「此れ猴の語なり。

我れは信はず。受けず。聽かず」といふ。すなはち抄を読まむとして、設をす

既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神の名を顯せる猴の語を信ひて、同じく知識に入れて、願ふ所の六卷抄を読み、并に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。

夫れ善き道を修ふことを妨げ、儻獮猴と成る報を得。故に僧を勧へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。惡しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅国王作

りし時に、一の独覺を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聽さず、七日頃飢ゑさしめき。此の罪の報に依りて、羅睺羅六年生れず、母の胎の中に在りといふは、其れ斯れを謂ふなり。

とく折れ摧く。仏の像みな破れ、僧坊みな仆る。見れば誠に告げたるが如し。

既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神の名を顯せる猴の語を信ひて、同じく知識に入れて、願ふ所の六卷抄を読み、并に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。

夫れ善き道を修ふことを妨げ、儻獮猴と成る報を得。故に僧を勧へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。惡しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅国王作

りし時に、一の独覺を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聽さず、

宝亀四年(七三三)三月、近江国に大風が吹き荒れた続紀。本説話にみえる堂舎の一瞬にしての崩壊は、おそらくはその時の大風によるものであろう。本説話は、堂舎の崩壊を神のしわざとして説明しようとするもの。

三原文 信彼陀我大神顯名猴之語」。

四玄応の一切経音義・二十一に「又言覆障、六年在胎、為胎所覆也、又七年在母腹中、一年由往業、二由現在、往業者、昔曾作國王、制斷獨覺、不聴入境、獨覺在山、七年在母腹中」とみえる(放説所引の嘲音の指摘)。摩訶僧祇律・十七はじめ詔書にみえるが、措辞の面からいえば一切経音義がもつとも類似する。羅睺羅は釈迦の子。独覺は山林修行者。

第二十五縁 今昔物語集・十二ノ十四に書承。五成人の男子。戸令にみえる「丁」と同意かとする放説の説によるならば、二十一歳以上の男子(戸令)。七五七年以降は二十二歳以上とされた類聚三才格・十七。

六未詳。本説話以外に所伝をみない。

七和歌山県有田郡吉備町あたり。八戸令によれば四歳以上十六歳以下(七五七年以降は十七歳以下の男)。九未詳。本説話以外に所伝をみない。十和歌山県海草郡下津町あたり。十一未詳。本説話以外に所伝をみない。十二和歌山県日高郡、御坊市あたり。「潮」は日高川河口あたりであろうか。

に従ひて昼と夜とを論はず共に駆せ使はれて網を引きて魚を捕る。白壁天皇の世の宝龜六年乙卯の夏六月の十六日に、天下に強き風吹き、暴き雨降る。潮に大水漲へて雜の木流出づ。万侶朝臣、駆使に遣りて、流木を取らしむ。長男と小男と二人、木を取りて桴を編み、同じ桴に乗り、拒み逆ひて往く。

水はなはだ荒く急し。繩絶え楫解けて潮を過ぎ海に入る。一人おののおの一の木を得て乗りて海に漂流する。一人知らずして、ただ「南無無量災難令解脱祝迦牟尼仏」と称誦へ、哭き叫びて息まず。其の小男は、五日を逕て其の日の夕の時に、淡路国南郡の田野浦の塙焼く人の住む処に僅に依り泊つ。当の土の人等、見て來由を問ひ、後に六日の寅卯時に、同じき處に依り泊つ。当の土の人等、見て來由を問ひ、状を知りて愍びて養ひ、当の国司に申す。国司聞き見て、悲び賑みて糧を給ふ。小男歎きて曰はく「生を殺す人に従ひて、苦を受くること量無し。我れまた還り到らば、彼れまた駆せ使ひてなほ事に生を殺す業を止めあらむ」といひて、淡路国の国分寺に留り、其の寺の僧に従ふ。長男は二月を逕て、本の土に帰来る。妻子見て、面と目と測青になりて驚き怪びて言はく「海に入りて溺れ死に、七々日を逕て、斎食を為し、恩を報ゆること既に畢る。思はずより外に、何すれば活きて還来る。もしは是れ夢か、もしは是れ魂か」といふ。馬養心を

妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ。是に妻子聞きて、相悲び相喜ぶ。馬養心を發し世を厭ひ、山に入り法を修ぶ。見聞く者、奇異びずといふこと無し。海の中に難多しといへども、命を全くして身を存つ。寔に釈迦如来の威き徳にして、海の中に漂ふ人の深き信なり。現報なほ是くの如し。いはむや、後生の報をや。

### 強ひて理にあらずして債を徵りて多く倍して取りて現に悪しき死の報を得る縁 第二十六

田中真人広虫女は、讃岐国美貴郡の大領外從六位上小屋県主宮手の妻なり。八の子を產生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稻と錢と田と畠と等もあり。天年道の心無く、慳貪にして給ふること無し。酒に多の水を加へ、沽りて多の直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升をもちて受く。出舉の時には小き斤を用、償し收むる時には大なる斤を以ちてす。利息を強ひて徵ること、太甚しく理にあらず。或るは十倍に徵り、或るは百倍に徵る。債ふ人は耳を没くし、心を甘しとせず。多の人方愁へて家

一七七五年。

二この時の暴風雨に関しては、他に記録は伝えられない。続紀によれば、六月は旱年のため祈雨。八月九日には暴風雨により伊勢、尾張、美濃に被害。十一月には暴風雨により日向、薩摩に被害。

三流れに逆らつて航行する。

四出発点であつた港まで激流におし返され、さらにはまで流された。

五無量の災難から解脱させてくれる祝迦牟尼仏に、南無いたします。諸注は、「南無、無量の災難を解脱せしめよ、祝迦牟尼仏」と称えた、と解する。しかし、いすれのばあいでも、「無知なので」このように称えた、とする説話展開には無理があろう。漂流する「人が「波」、あるいは「咲く」咲か「波か立つ」の意。万葉集・二・四三五には、波よ立つ、の意で「波な咲きそね」とみえるなどと叫んだのが南無「祝迦」と称えたことになつた、という説話展開が本来のものではないだろうか。

六兵庫県津名郡、洲本市。「田野浦」は未詳。

七六日後。

八「寅は午前三時から五時のころ。「卯」は午前五時から七時のころ。「卯」は午前五時ごろ。詳細な日時が記述されるのは、この二人の漂流文に記され、そこに詳細な記事が記載されてゐたのである。原文「悲賑給糧」。官による食糧の施与は、賑給、賑恤、などと称された。

○殺生は、十惡のひとつ。

二兵庫県津名郡三原町八木笑原国分に所在。

三下巻四縁。

三中巻三十八縁。

四上巻二十四縁。

五追善のおこない。上巻三十三縁。

六原文不思之外。政事要略所引高橋氏文に

「不思(保佐佐流外爾爾)とみえる。伴信友は高橋氏文についてこの不字無用なり」としている。

七上巻四十二縁。文中によれば、六月十六日に流され、六日後に漂着。「選三之二月」がいつを起点としての後代に「彼岸」と称された時期にあたるか。『日本暦日原典』によればこの年の秋分は八月十九日。若者は魂矣とされるのは、この時期に死者の靈魂が帰還する、とされていたことを示すか。

八このことを記した文書にかかわるか。

九來世での報。「後生」と「現報」とを対比させる例に、下巻三十縁がある。

第一二十六縁 悪業についての現報説話。

二未詳。本説話以外に所伝をみない。

三香川県木田郡あたり。

四未詳。本説話以外に所伝をみない。